

統計委第〇号
令和2年〇月〇日

総務大臣
高市早苗 殿

統計委員会委員長
北村行伸

**諮詢第139号の答申
公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（案）**

本委員会は、諮詢第139号による公的統計の整備に関する基本的な計画の変更（以下「本件変更案」という。）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 変更の適否

本件変更案については、平成31年1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、公的統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められていることを踏まえ、統計委員会の「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日）及び統計改革推進会議統計行政新生部会の「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日）において提言された新たな取組を適切に盛り込んでいることから、適当である。

ただし、記載の趣旨を明確にする等の観点から、以下の「2 修正等が必要と考える箇所及び理由」で指摘した事項については、修正が必要である。

2 修正等が必要と考える箇所及び理由

別添のとおり。

【はじめに】

諮詢時の基本計画変更案	統計委員会修正案	修正理由
<p>(前略)</p> <p>このため、統計法第4条第6項の規定に基づき、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、統計委員会の審議を通じた公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することと規定されている基本計画を1年前倒しで変更し、平成30年（2018年）3月に平成30年度（2018年度）を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（本計画。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）を策定した。</p> <p>その後、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、公的統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められることとなった。これを受け、統計委員会が「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日）を、統計改革推進会議統計行政新生部会が「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日）を取りまとめたところであり、後者では、提言された取組について改革工程表を作成して着実に実行するとともに、特に重要なものについては、第Ⅲ期基本計画を改定して盛り込むことが求められている。このような経緯を踏まえ、今般、第Ⅲ期基本計画の一部を変更することとした。</p> <p>今後、政府は、第Ⅲ期基本計画の内容について、新たに盛り込まれた取組も含め、引き続き、着実かつ計画的に推進する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>このため、統計法第4条第6項の規定に基づき、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、統計委員会の審議を通じた公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することと規定されている基本計画を1年前倒しで変更し、平成30年（2018年）3月に平成30年度（2018年度）を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（本計画。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）を策定した。</p> <p>その後、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、公的統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められることとなりました。これらの事案においては、長年にわたり不適切な処理が継続されたことにより、国民生活に重大な影響を与えた事案のほか、手続的な問題が大部分ではあるものの、当初の計画どおり行われていないものが多数見られるなど、統計行政のガバナンス上の問題が確認されました。これを受け、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日）が取りまとめられ、①統計作成プロセスの適正化、②誤り発生への対応、③調査実施基盤の整備等に関する提言がなされた。さらに、統計改革推進会議統計行政新生部会において、公的統計が、統計部局のみならず、それ以外の政策部局においても多数作成されており、公的統計の品質向上には、統計部局、政策部局を問わず、政府全体としての対応が必要という認識の下、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日）として、今後の統計行政の在り方に関する総合的な対策が取りまとめられた。そして、その中では、提言された取組について改革工程表を作成して着実に実行するとともに、特に重要なものについて、第Ⅲ期基本計画を改定して盛り込むことが求められた。</p> <p>このような経緯を踏まえ、今般、第Ⅲ期基本計画の一部を変更するものである。この変更により盛り込んだ取組には、将来における不適切事案の発生を未然に防止するという、いわば「守り」の強化という意味合いだけでなく、公的統計の作成・提供が、より時代にふさわしいものとなるための変革という積極的意義がある。</p> <p>今後、政府は、第Ⅲ期基本計画の内容について、新たに盛り込まれた取組も含め、引き続き、着実かつ計画的に推進する。</p> <p>(後略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画変更の背景・経緯等について、より具体的に記載するとともに、今回の変更の意義を明確にするため

【第3 公的統計の整備に必要な事項】

2 統計の品質確保

諮詢時の基本計画変更案	統計委員会修正案	修正理由
<p>(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア P D C A サイクルの確立等^(注17) 各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用やオンライン調査の推進などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。</p> <p>一方で、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、<u>統計作成プロセスに問題のある統計</u>が確認されたほか、統計作成プロセスにおける品質管理のレベルにも大きな差異があることが確認された。</p> <p>このため、各府省は、統計調査の調査実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映する（P D C A サイクル）ほか、B P R^(注18)手法による検証や統計監理官^(注19)等による第三者監査^(注20)も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック^(注21)の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック^(注22)等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官^(注23)による分析的審査^(注24)を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。</p> <p>総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、P D C A サイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第55条第1項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。</p>	<p>(4) 品質確保に向けた取組の強化 ア P D C A サイクルの確立等^(注17) 各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用（<u>第3の1（1）を参照</u>）やオンライン調査の推進（<u>第3の1（2）を参照</u>）などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減（<u>第3の1（3）を参照</u>）や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。</p> <p>一方で、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を契機とする統計委員会における検証では、専門的な検証なく担当課室限りの判断で標本設計が変更された事案など、統計調査の基本的枠組みである調査計画のガバナンスにおける課題が確認されたほか、統計作成プロセスにおける品質管理のレベルにも大きな差異があることが確認された。</p> <p><u>まずは、品質保証の取組の前提をなす、調査計画に関するガバナンスを確立することが急務である。</u>このため、各府省は、統計調査の実施後において、調査計画の履行状況等の観点から事後検証を行い、次回以降の調査計画等の見直しに反映するP D C A サイクルの仕組みを整備する。このほか、B P R^(注18)手法による検証や統計監理官^(注19)等による第三者監査^(注20)も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。また、各府省の幹事や管理職は、統計調査の業務に携わった現場（当該府省の職員のほか、業務を受託した地方公共団体及び民間事業者の職員を含む。）の声を把握し、見直しに活用するほか、各府省においては、コンプライアンスチェック^(注21)の原則導入などを通じて、調査の特性に応じ、現場の業務履行状況を確認し、適切な調査の実施を確保する。さらに、システムを用いたエラーチェック^(注22)等、データの審査等を適切に実施するほか、統計分析審査官^(注23)による分析的審査^(注24)を順次導入する。これらについては、後述イに記載する統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。</p> <p>総務省は、統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。また、透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。さらに、P D C A サイクルの確立等、新たな取組のフォローアップの実施に伴い、統計法第55条第1項の規定に基づく施行状況報告の実施方法の見直しを行う。</p> <p>また、平成29年度（2017年度）に総務省が実施した統計精度検査（標準</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別項目において記載している関連事項の記載箇所を明確にするため P D C A サイクルに関する取組内容を明確にするとともに実施に至る経緯を記載するため

諮詢時の基本計画変更案	統計委員会修正案	修正理由
<p>また、平成 29 年度（2017 年度）に総務省が実施した統計精度検査（標準検査^(注25)及びオプション検査^(注26)）については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたところであり、新たな取組の中でも継続的に実施しつつ、各府省は、平成 29 年度の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、第Ⅲ期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。</p> <p><u>さらに、各府省は、統計改革の確実な実施に必要となる統計リソースを計画的に確保する一方で、最終取りまとめにおいて掲げられている統計に関する官民コストを 3 年間で 2 割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づく統計改革の取組や、再発防止策及び総合的対策を踏まえた新たな取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計に関する官民コストの削減に際しては、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。</u></p> <p>イ 統計の重要度に応じた管理</p> <p>社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不斷の見直しが必要である。しかし、統計リソースが限られる中、全ての統計について、従前と同様の作成方法等を維持することは困難である。</p> <p>このため、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、<u>廃止や作成周期の見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応じた管理を行う。</u></p>	<p>検査^(注25)及びオプション検査^(注26)については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたところであり、新たな取組の中でも継続的に実施しつつ、各府省は、平成 29 年度の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、第Ⅲ期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。</p> <p><u>なお、品質確保の更なる向上に向けては、行政記録情報等の活用（第 3 の 1（1）を参照）や統計に共通する課題の研究（第 3 の 2（3）を参照）等、他の取組との有機的な連携も必要である。</u></p> <p>（イへ移設）</p> <p>イ 統計の重要度に応じた管理</p> <p>社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不斷の見直しが必要である。しかし、統計リソースが限られる中、全ての統計について、従前と同様の作成方法等を維持することは困難である。</p> <p>このため、<u>不断の取組として、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、<u>統廃合</u>や作成周期の見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>また、各府省は、最終取りまとめにおいて掲げられている統計に関する官民コストを 3 年間で 2 割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、引き続き、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づく統計改革の取組や、再発防止策及び総合的対策を踏まえた新たな取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計に関する官民コストの削減に際しては、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保の取組と連携が必要な事項を明記するため P D C A サイクルと統計コストの記述の記載箇所を整理するため。 統計区分の見直しが継続的な取組であることを明確にするため 統計の統廃合についても検討事項の一つであることを明確にするため P D C A サイクルと統計コストの記述の記載箇所を整理するため（再掲）
		4

諮詢時の基本計画変更案	統計委員会修正案	修正理由
	<p>査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能な性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。</p>	

【第3 公的統計の整備に必要な事項】

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

諮詢時の基本計画変更案	統計委員会修正案	修正理由
<p>(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援 (略) これを踏まえ、総合的対策においては、これまで進められてきた統計委員会を中心とする司令塔機能の強化に加え、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが「中央統計機構」として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行うことが求められており、これを沿った取組を推進する。</p>	<p>(1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援 (略) これを踏まえ、総合的対策においては、これまで進められてきた統計委員会を中心とする司令塔機能の強化に加え、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが「中央統計機構」として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行うことが求められており、これに沿った取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誤字修正のため

【第3 公的統計の整備に必要な事項】

4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

諮詢時の基本計画変更案	統計委員会修正案	修正理由
<p>(3) 職場風土の確立、職員の意識改革 公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える国民共通の情報基盤であり、重要な政策判断や、民間の合理的な経済活動を可能とすることにより、国民生活の向上に大きく貢献している。これまで、統計作成に関する問題事案が生じた際には、ルールやチェック体制の強化といった方策が講じられてきたが、総合的対策においては、これらに加え、統計に携わる組織・職員が、統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するだけでなく、自信と誇りを持って職務を行うことができるような職場風土の確立、職員の意識改革といった組織の体質改善が不可欠である。 このため、今後の統計行政に係る目標及び価値を明らかにする「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び統計に携わる職員の行動理念（統計職員バリュー）を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。</p>	<p>(3) 職場風土の確立、職員の意識改革 公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える国民共通の情報基盤であり、重要な政策判断や、民間の合理的な経済活動を可能とすることにより、国民生活の向上に大きく貢献している。これまで、統計作成に関する問題事案が生じた際には、ルールやチェック体制の強化といった方策が講じられてきたが、総合的対策においては、これらに加え、統計に携わる組織・職員が、統計の重要性と社会的影響を認識し、統計の精度を重視するだけでなく、自信と誇りを持って職務を行うことができるような職場風土の確立、職員の意識改革といった組織の体質改善が不可欠であるとされている。 このため、今後の統計行政に係る目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念（注33）を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。</p> <p><u>(注 33) 総合的対策では、それぞれ「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び「統計職員を支える行動理念（統計職員バリュー）」とされている。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現ぶりの修正のため ・「統計行政運営ビジョン」、「統計職員バリュー」を固有名詞として用いる必要が必ずしもなく、むしろ分かりやすい日本語表現の方が望ましいため（総合的対策において用いられている旨は脚注で記載）

(注) 「注 33」の追加により、諮詢時の基本計画変更案における「注 33」及び「注 34」を、それぞれ「注 34」、「注 35」に変更することも必要

【第4 基本計画の推進】

1 施策の効果的かつ効率的な実施

諮詢時の基本計画変更案	統計委員会修正案	修正理由
<p>第Ⅲ期基本計画を実効性のあるものとし、盛り込まれた課題の実現を図るために、その推進基盤の整備に加え、取組の進捗状況を適時・適切に情報共有し、必要に応じて調整や連携の強化・促進を図ることが重要である。さらに、今後、統計制度の抜本改革の進展に伴い、派生して又は新たに顕在化する様々な課題に対しても、柔軟かつ機動的に対処することも必要である。</p> <p>このため、既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、<u>各府省の幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして</u>、機動的に課題解決に取り組む体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第Ⅲ期基本計画を実効性のあるものとし、盛り込まれた課題の実現を図るために、その推進基盤の整備に加え、取組の進捗状況を適時・適切に情報共有し、必要に応じて調整や連携の強化・促進を図ることが重要である。さらに、今後、統計制度の抜本改革の進展に伴い、派生して又は新たに顕在化する様々な課題に対しても、柔軟かつ機動的に対処することも必要である。</p> <p>このため、既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、<u>総括統計幹事（総務省政策統括官（統計基準担当）及び各府省の統計幹事を構成員とする「統計行政推進会議」を設けるとともに、取組ごとに担当府省を定めている「別表 今後5年間に講ずる具体的な施策」</u>のうち、複数の府省間において、<u>具体的かつ詳細な検討を行う場合には、必要に応じて各府省の実務者を中心としたワーキンググループを設けるなど</u>、機動的に課題解決に取り組む体制を構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p> <p>(後略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画を推進するための組織の例示するほか、ワーキンググループの補足説明をすることで具体化を図るため

〔別表部分〕

諮詢時の基本計画変更案				統計委員会修正案				修正理由
第3 公的統計の整備に必要な事項 2 統計の品質確保 (4) 品質確保に向けた取組の強化				第3 公的統計の整備に必要な事項 2 統計の品質確保 (4) 品質確保に向けた取組の強化				
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	
ア P D C A サ イクル の確立 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不斷に改善する。 ○ 統計法に基づく統計調査の審査手続について、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化を図る。 ○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、B P Rの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。 ○ 統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。 	関係府省、 総務省	令和2年度 (2020年度) から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不斷に改善する。 ○ 統計法に基づく統計調査の審査手続について、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化を図る。 ○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、B P Rの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。 ○ 統計委員会が取りまとめる<u>一般的な</u>要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、<u>実査、 集計等個々の</u>統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。 	関係府省、 総務省	令和2年度 (2020年度) から実施する。	・要求事項が、統計ごとに作成されるものではない旨を明確にするため ・取りまとめ担当としての総務省の位置づけを明確にするため。 ・要求事項が、どのようなプロセスについて作成されるものであるのかを明確にするため	
(後略)				(後略)				

〔別表部分〕

諮詢時の基本計画変更案				統計委員会修正案				修正理由
第3 公的統計の整備に必要な事項】 2 統計の品質確保 (4) 品質確保に向けた取組の強化				第3 公的統計の整備に必要な事項 2 統計の品質確保 (4) 品質確保に向けた取組の強化				
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	
ア P D C A サ イ ク ル の 確 立 等	<p>○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。</p>	各府省、総務省	令和2年度(2020年度)末までに実施する。	ア P D C A サ イ ク ル の 確 立 等	(削る)	(削る)	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> ・P D C Aサイクルと統計コストの記述の記載箇所を整理するため
イ 統計 の 重 要 度 に 応 じ た 管 理	<p>○ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定める。</p>	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。	イ 統計 の 重 要 度 に 応 じ た 管 理	<p>○ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定めるとともに、必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う。</p>	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・統計区分の見直しが継続的な取組であることを明確にするため ・P D C Aサイクルと統計コストの記述の記載箇所を整理するため（再掲）
					(～ 中略 ～)			
					<p>○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。</p>	各府省、総務省	令和2年度(2020年度)末までに実施する。	

〔別表部分〕

諮詢時の基本計画変更案				統計委員会修正案				修正理由
項目	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期	項目	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期	
第3 公的統計の整備に必要な事項 4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援・統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援	○ 統計委員会が定める方針の下、専門家（品質管理の専門家・実務家、若手研究者等）を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度（2020年度）から派遣に向けた準備を行い、3年度（2021年度）から派遣する。	第3 公的統計の整備に必要な事項 4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援・統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援	○ 統計委員会が定める方針の下、専門家（品質管理の専門家・実務家、研究者等）を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度（2020年度）から派遣に向けた準備を行い、3年度（2021年度）から派遣する。	・専門家として想定される者について限定的に記載する必要がないため

諮詢時の基本計画変更案				統計委員会修正案				修正理由
項目	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期	項目	具体的な措置・方策等	担当府省	実施時期	
第3 公的統計の整備に必要な事項 4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (3) 職場風土の確立、職員の意識改革	○ 「統計行政の運営原則（統計行政運営ビジョン）」及び統計職員の行動理念（統計職員バリュー）を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、各府省	令和2年度（2020年度）から実施する。	第3 公的統計の整備に必要な事項 4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (3) 職場風土の確立、職員の意識改革	○ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。	総務省、各府省	令和2年度（2020年度）から実施する。	・「統計行政運営ビジョン」、「統計職員バリュー」を固有名詞として用いる必要が必ずしもなく、むしろ分かりやすい日本語表現の方が望ましいため